

国 水 下 流 第 4 号
令和 3 年 7 月 1 5 日

各 都 道 府 県 下 水 道 主 管 部 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 下 水 道 主 管 局 長 殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 下 水 道 部
流 域 管 理 官

下 水 道 施 設 の 樋 門 等 の 操 作 規 則 の 作 成 指 針 に つ い て

標記について、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条の二第一項等に規定する下水道管理者が管理する樋門又は樋管の操作規則（以下「操作規則」という。）の作成指針及び操作規則例を、別添1及び別添2のとおり定めたので、今後はこの指針等及び「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」（令和2年5月26日付国水下流第5号）を参考に操作規則の作成、見直し等適切に対応されたい。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知いただくようお願いする。

(別添1)

操作規則の作成指針

本作成指針は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条の二第一項等に規定する下水道管理者が管理する樋門又は樋管の操作規則の作成、見直し等を行う際に参考とするものとする。

操作規則には下水道法施行規則第四条の四各号に掲げる事項を定めなければならないことに留意し、地域の実情に応じて適切に対応されたい。

第一 操作規則（以下「規則」という。）は、章別・条別に作成するものとする。

第二 章は、次に掲げるようなものとする。

- (1) 総則
- (2) 警戒体制
- (3) 操作の方法等
- (4) 雑則

第三 総則の章には、次に掲げるような事項に関する条を設け、下水道管理者が管理する樋門又は樋管（操作を伴うものに限る。以下「操作施設」という。）の操作の概要を把握できるようにするものとする。なお、規則が複雑になるため特に必要と認められる場合には、定義に関する条を設けるものとする。

(1) 規則の趣旨

この条においては、操作施設の操作は、その規則により行う旨を記載する。

(2) 操作の目的

この条においては、操作施設の操作の目的を、主たるものから順に全部記載する。なお、津波が遡上する区間もしくは海岸に位置する操作施設については、洪水・高潮の逆流防止と津波の逆流防止を、別の目的として取り扱うこととする。

(3) 用語の定義

この条においては、「機側操作」、「遠隔操作」など、規則で用いる用語の意義を定めることとする。

なお、「機側操作」とは、当該操作施設に設置された操作盤等において、河川や排水施設、背後地の状況（機側で確認できる水位、流向等の情報を含む）等を目視等で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、当該操作施設から離れた場所において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいうことを基本とし、その他の操作方法がある場合には、それぞれの操作方法ごとに定義することとする。

(4) 操作の基本方針

この条においては、洪水・高潮時、津波時、平水時等における操作施設の操作に関する基本的な方針と主たる操作方法を記載する。特に、機側操作と遠隔操作など、複数の操作方法を有する操作施設の場合には、主たる操作方法を、その状況ごとに記載する。

また、操作方針に関する表現は、できるだけ数量を用いて具体的に記載するものとし、例えば、洪水・高潮の逆流を防止するための操作施設については、基準となる水位等を記載しておくこと。

ただし、数量を用いて具体的に表現することが困難又は不相当と認められる操作施設や操作方針については、この限りでない。なお、操作方法が複数化されていない比較的単純な操作施設で、操作の方法等に関する章の規定で十分なものについては、この条は必要ない。

第四 警戒体制の章には、次に掲げるような事項に関する条を設け、操作の方法等の章に規定した操作を実施するためにどのような体制を整えておくべきかを明らかにしておくものとする。

(1) 警戒体制の実施

この条においては、どのような場合に警戒体制に入るかを記載する。基準となる観測所の水位が一定の高さに達したとき、注意報又は警報が発せられたとき、時間雨量、日雨量、累加雨量等を基準にして必要と認められるとき等適当な場合を記載する。

(2) 警戒体制における措置

この条においては、警戒体制において特に必要と認められる措置、例えば、要員等の確保、機械、器具等の点検整備、観測、関係機関との連絡、情報の収集等を記載する。

なお、操作施設やその操作環境、周辺堤防の整備状況や水防活動の状況等を勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下、「機側操作員」という。）を退避させることを記載する。

(3) 警戒体制の解除

この条においては、警戒体制を続ける必要がなくなったときには、それを解除する旨を記載する。

第五 操作の方法等の章には、次に掲げるような事項に関する条を設け、操作の基準となる観測所及びその水位、流量等を明らかにしたうえで、洪水・高潮時、津波時、平水時等の操作の方法及び操作の際にとるべき措置を定めておくものとする。また、操作の方法に関する細目について必要な場合には、別途細則を定めることができる。

(1) 洪水・高潮時の操作方法

この条においては、洪水・高潮時の水位、逆流等の状況に対応する操作施設の操作の方法を具体的に記載する。例えば、操作施設においてゲート開閉のタイミング（水位や逆流が確認された時点など）や手順、操作することにより操作施設の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにする旨をあわせて記載する。

また、操作施設の下流側の水位及び上流側の水位の差がほとんどない状態で水位が上昇する場合、及び退避時のゲート操作方法が明らかな場合は、その対応方法を記載する。

なお、遠隔操作等の機能を有する操作施設の場合には、機側操作員の退避後の操作の方法を具体的に記載する。

(2) 津波のおそれがある時の操作方法

この条においては、当該操作施設が設置されている河川の河口付近や海岸等に津波警報（大津波、津波のいずれの場合も含む。）が発表されるなど当該操作施設周辺において津波による越流等のおそれがある場合には、機側操作を行わないことを記載する。ただし、最大クラスの津波が河川を遡上する区間のうち上流部など、逆流防止のために操作が必要であり、かつ、機側操作を安全に行うことができる場合には、機側操作により逆流防止の操作を行うように規定することができる。

また、遠隔操作等の機能を有する操作施設の場合には、その操作の方法を具体的に記載する。

(3) 平水時の操作方法

(1)に準ずるほか、農業等と密接な関連を有する操作施設については、必要な情報を操作の基準とすることができる。

(4) 操作の方法の特例

この条においては、事故その他やむを得ない事情があるときは、(1)～(3)にない操作をすることができる旨を記載する。

(5) 操作の際に行う通知及び周知

この条においては、操作施設を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときの関係機関の範囲、通知の方法について記載する。

また、操作施設を操作すること又は操作しないことにより影響を生ずるおそれのある一般住民に対する周知について記載する。関係機関の範囲、通知及び周知の方法等について必要な場合には、別途細則を定めることができる。

(6) 操作等に関する記録

この条においては、操作施設の操作に関し記録しておくべき事項、例えば、操作の開始及び終了の時期、その際の気象及び水象の状況、操作したゲートの名称及び開度、操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況等の項目を記載しておく。

第六 雑則の章においては、次に掲げるような他の章に記載することが適当でない事項に関する条を設けるものとする。

(1) 点検その他の維持

この条においては、操作施設の機能を発揮するため必要な点検及びその他の維持に関することを記載する。点検及びその他の維持に係る対象範囲や実施内容、実施回数等について必要な場合には、別途細則を定めることができる。

(2) 観測

この条においては、操作施設を操作するため必要な観測に関することを記載する。細目について必要な場合には、別途細則を定めることができる。

(3) 訓練

この条においては、操作施設を操作するためなどに必要な訓練に関することを記載する。細目について必要な場合には、別途細則を定めることができる。

(4) 記録の作成と保存

この条においては、操作施設の管理に関する記録を作成し、これらを保存すべき旨を記載する。細目について必要な場合には、別途細則を定めることができる。

(5) 細則

この条においては、規則に定めるもののほか、規則の実施のため必要な事項は別途細則を定める旨を記載する。

第七 附則においては、規則の施行年月日及び改正年月日を記載するものとする。

(別添2)
操作規則例

目次

- 第一章 総則（第一条－第四条）
- 第二章 警戒体制（第五条－第七条）
- 第三章 樋門の操作の方法等（第八条－第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条－第十八条）
- 附則

第一章総則

（規則の趣旨）

第一条

〇〇樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第二条

樋門の操作は、A川の洪水・高潮及びA川を遡上した津波によるB雨水幹線への逆流を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第三条

この操作規則において「機側操作」とは、樋門に設置した操作盤において、河川や雨水幹線、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、〇〇ポンプ場内の操作室において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

（操作の基本方針）

第四条

樋門の操作は、第八条及び第十条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とし、第九条に定める場合は遠隔操作を主たる操作方法とする。

第二章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第五条

〇〇下水道事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) A川の〇〇観測所での水位（以下、「〇〇水位」という。）が〇〇メートルに達し、さ

らに上昇するおそれがあるとき。

- (2) A川について洪水注意報、洪水警報、高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき。
- (3) ○○に、津波注意報又は津波警報が発表されたとき。
- (4) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋門から逆流のおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第六条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。ただし、津波警報が発表されている場合には機側での作業は行わないこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 第八条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等（以下、「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下、「機側操作員」という。）に退避を指示すること。
 - ・○○水位が△△メートルを超え、さらに上昇が見込まれるとき
 - ・現場状況から危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき
- (5) 緊急を要する場合には機側操作員が所長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (6) その他樋門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第七条

所長は、洪水、高潮、津波が終わったとき、又は洪水、高潮、津波に至ることがなく洪水、高潮、津波が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第三章 樋門の操作の方法等

(洪水・高潮時の操作方法)

第八条

所長は、○○水位が○○メートル以上△△メートル以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) A川からB雨水幹線への逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) A川からB雨水幹線への逆流が始まったときは、樋門のゲートを全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉にしている場合において、河川水位が下降傾向にあり、樋門の上

流側の水位が樋門の下流側の水位より高くなったときは、これを全開にすること。

2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(以下、樋門の下流側の水位と上流側の水位の差がほとんどない状態で水位が上昇し逆流の確認が必要な場合)

3 樋門の上下流側の水位差がほとんどなく、水位が上昇している状態で、かつ樋門の下流側の水位が△△メートルに達すると見込まれる場合は、A川からB雨水幹線への逆流を確認するために樋門のゲートを全閉して上下流のどちらの水位が高くなるか確認するものとする。

(以下、退避時の操作が明確な場合)

4 第六条(4)により機側操作員が退避する際は、樋門のゲートを全閉するものとする。

(以下、遠隔操作等の機能を有する施設の場合)

5 機側操作員の退避後においては、遠隔操作により、第1項から第2項に準じた操作を行うものとする。

(津波のおそれがある時の操作方法)

第九条

所長は、気象庁が、〇〇に津波警報（大津波、津波のいずれの場合も含む。以下同じ。）を発表したときは、津波警報が解除されるまで、機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。

2 所長は、第十条に規定する操作や点検・整備等のため機側で機側操作員等が作業を行っている場合には、機側操作員等に速やかに退避するよう指示するものとする。（ただし、速やかな退避が可能な場合には、樋門のゲートの閉鎖を指示することができる。）また、機側操作員等は、津波警報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避することができるものとし、退避後は、速やかに退避場所及び退避時の操作状況を所長に報告するものとする。

(以下3は、遠隔操作等の機能を有する施設の場合)

3 所長は、前二項の規定の結果、樋門のゲートが全閉されていない場合には、遠隔操作により、逆流の有無に関わらず、樋門のゲートを全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

4 所長は、津波警報が解除された場合には、周辺の状況等を確認した上で、樋門のゲートを全開するものとする。

(平水時における操作の方法)

第十条

所長は、〇〇水位が〇〇メートル未満のときは、樋門のゲートを全開にしておくものとする。

(操作の方法の特例)

第十一条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第十二条

所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、内陸側に影響が生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

第十三条

所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第十一条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第四章 雑則

(点検その他の維持)

第十四条

所長は、樋門及び樋門を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第十五条

所長は、A川〇〇観測所水位、樋門の上下流の水位その他樋門を操作するため必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(訓練)

第十六条

樋門の操作の机上又は実地における訓練を、年〇回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、洪水・高潮及び遡上した津波による樋門への逆流の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第十七条

所長は、樋門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第十八条

本操作規則に定めるもののほか、本操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

附則

本操作規則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

附則

改正後の本操作規則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。